

教 職 第 8 9 3 号
令和3年（2021年）7月9日

各教育局長 様

総務政策局総務課長
総務政策局法制・公務管理担当課長
教職員局教職員課働き方改革担当課長

飲酒運転根絶に向けた取組について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、本取組の実施について、指導を徹底願います。

（ 人 事 係 ）
（職員公務管理係）
（ 服 務 制 度 係 ）

各道立学校長 様

総務政策局総務課長
総務政策局法制・公務管理担当課長
教職員局教職員課働き方改革担当課長

飲酒運転根絶に向けた取組について(通知)

教職員の飲酒運転根絶に向けては、平成28年7月に「道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた『決意と行動』」(以下「決意と行動」という。)を策定するなど、全庁一丸となった取組を実施しているところです。

しかしながら、学校職員による飲酒運転事案が、昨年度には2件あったほか、本年6月に釧路管内の中学校教諭による飲酒運転が発生するなど、依然として道民の信頼を損なう事態となっていることは、誠に遺憾であります。

また、先月末には、千葉県において、飲酒運転により下校途中の児童が死傷する事故が発生したところであり、一人一人が飲酒運転根絶に向けた規範意識を確立することが求められております。

このような状況の中で、飲酒運転根絶の日(7月13日)を迎えるに当たり、本年度においても、次のとおり取組強化期間を設け、「決意と行動」に定める集中的な取組を実施します。

つきましては、昨年度と同様に「飲酒運転根絶に向けたセルフチェック」を実施しますので、管理職員のリーダーシップの下、効果的な取組となるよう留意し、改めて所属職員に対する飲酒運転の根絶に向けた指導の徹底をお願いします。

記

1 取組強化期間

飲酒運転根絶の日(7月13日)を含む令和3年(2021年)7月13日(火)から9月30日(木)まで

2 取組内容

取組強化期間中に「決意と行動」に定める次の取組を実施すること。

(1) 「飲酒運転根絶誓約書」の提出及び「飲酒運転根絶カード」の配布等

「決意と行動」に定める別紙1「飲酒運転根絶誓約書」の取組については、誓約書の内容をしっかりと理解し、全ての職員(本年4月以降、既に現所属あて提出済みの職員を除く。)が署名の上、各学校に提出するとともに自らも写しを保管すること。

併せて、別紙2「飲酒運転根絶カード」により、各学校で厚紙等を用いてカードを作成、配布し、全教職員が記名の上、携行すること。

(2) 執務室内での「飲酒運転根絶道民宣言」の掲示

昨年度掲示したものを更新することとし、別紙3「飲酒運転根絶道民宣言」を校長室、職員室、準備室、事務室、舎監室の見えやすい場所に掲示すること。

また、「決意と行動」では、全ての公用車にステッカーを掲示することとしているため、ステッカーの掲示状況や劣化の状況等を点検するとともに、剥がれや破損等がある場合には改めて作成し掲示すること。

なお、自家用車を公用使用する場合や通勤に用いる場合は、ステッカーの掲示を特に強く推奨すること。

(3) 教職員の交通安全運動等への積極的な参加

全道統一に行われる交通安全運動はもとより、各地域で行われる交通安全運動を含め、年間を通じて、できるだけ多くの教職員が参加するよう取り組むこと。

(4) 管理職員からの注意喚起の徹底

「決意と行動」において、管理職員は、平素から休前日等における飲酒運転根絶に向けた注意喚起や、公用車（自家用車の公用使用を含む。）の運行前に、飲酒の有無等の確認を行うこととしているが、取組状況を確認・徹底するとともに、取組強化期間中においては、特に重点的かつ、きめ細やかな注意喚起を行い、教職員の安全運転意識の高揚を図ること。

(5) 飲酒運転根絶に向けたセルフチェックの実施

(6) の職場研修の機会等を活用し、別紙4「飲酒運転根絶に向けたセルフチェックシート」を全教職員に配布の上、教職員一人ひとりが、自らの知識や行動を改めて点検する機会となるよう取り組むこと。

(6) 職場研修の実施

(5) のセルフチェックシートのほか、別紙5「啓発用パンフレット」等を用いて、職場研修を実施すること。研修の実施に当たっては、これまで道教委が発出した飲酒運転根絶に関する各種通知や総務課ホームページに掲載している処分事例を活用するなど、効果的な研修内容となるよう配慮すること。

また、「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」について、改めて周知徹底を図ること。

(7) 職場内文書への飲酒運転根絶メッセージの掲載

別紙6「飲酒運転根絶メッセージ」を職場内の回付文書等に掲載することにより、職員の意識啓発を図ること。

(8) 各職場単位での多様な取組

(1) から (7) までの取組のほか、各学校で設置しているマイカークラブ等での独自の活動や教職員の意見やアイデアをもとに、飲酒運転根絶に向けた様々な取組を検討し、実践すること。なお、実施に当たっては、別紙7「飲酒運転根絶に向けた主な実践事例」を参照すること。

(人 事 係)

(職員公務管理係)

(服 務 制 度 係)

<参考>

○ 北海道飲酒運転の根絶に関する条例（抜粋）

（飲酒運転根絶の日）

第15条 道民が飲酒運転の根絶に関する理解及び関心を深めることができるよう、7月13日を飲酒運転根絶の日とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うものとする。

教 職 第 8 9 3 号
令和3年（2021年）7月9日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局法制・公務管理担当課長
北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長

飲酒運転根絶に向けた取組について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各道立学校長あて通知しましたので、通知します。

つきましては、貴所管の各学校において、管理職員によるリーダーシップのもと、効果的な内容となるよう、道立学校に準じて取り組んでいただくとともに、貴所管の教職員に対し、改めて飲酒運転の根絶に向けた指導を徹底願います。

（職員公務管理係）

（サービス係）

<飲酒運転根絶誓約書>

私は、自らが飲酒運転を行わないことや、酒気を帯びた運転者が運転する車両に同乗しないなど、道路交通法に定める関係規定を遵守することはもとより、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を遵守し、飲酒運転根絶道民宣言に率先して取り組むとともに、「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」(裏面)を遵守することを誓います。

<飲酒運転根絶道民宣言>

- 一 私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。
- 一 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。
- 一 飲酒運転の車両には同乗しません。
- 一 飲酒の場には車で行かない、行かせません。
- 一 やむを得ず車でいったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。
- 一 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。
- 一 「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ち続け、北海道から飲酒運転をなくします。

年 月 日

署 名

教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項

教職員は、「飲酒運転根絶道民宣言」に掲げられた「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」を原則とし、「やむを得ず車で行ったときは、公共交通機関や代行運転などを利用」する場合であっても、次の事項に留意し、飲酒運転の根絶に取り組めます。

1 共通事項

(1) 「飲酒の場」とは

「道民宣言」中の「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」における「飲酒の場」とは、飲酒することを目的とした場には車で行かないとの趣旨であることから、居酒屋、食堂、レストラン、喫茶店、友人宅等も含め、飲酒を目的として行く「場所」を「飲酒の場」とする。

(2) 次の場合はこの取扱の対象外とする。

① 体質的にアルコール飲料を摂取できない者

② 飲酒をしないことを前提に参加し、飲酒しない者（※ハンドルキーパーも含む。）

※ ハンドルキーパーとは、車で仲間と飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで仲間を自宅等まで送り届ける人のことをいう。なお、ハンドルキーパーを含め、飲酒をしないことを前提に車で参加した者は、その旨をその他の参加者に告知し、理解、協力を得ること。

③ 飲酒をしたところに宿泊する者

※ 翌日、自動車を運転する前日には、過度な飲酒を避け、運転前8時間以内における飲酒を控えること。（「決意と行動」に基づき留意）

2 飲酒の場に車で行くことを「やむを得ない」とする条件

	「やむを得ない」と認められる場合	その場合の必要な条件
業務に関連した行動（親睦会、会議後の懇親会など）	次のいずれかに該当する場合 ① 勤務地の交通事情に照らして、「通勤において自宅から職場まで」又は「職場から飲酒の場まで」の移動において、公共交通機関の利用及びタクシーの利用が著しく困難な場合 ② 「障がい等を有するため」、「日常生活において子どもの送迎や親族等の介護等のため」又は「飲酒の場までの物資等の運搬のため」、公共交通機関を利用することが著しく困難で、かつ、タクシーの利用の負担が大きい場合	・飲酒前に、運転代行を手配し又はハンドルキーパーを確保していること。 ・管理職員、幹事職員をはじめ、各職員が運転代行手配の状況やハンドルキーパーが飲酒していないかどうか相互に声かけ、目配りを行うとともに、代替手段による帰宅を見届けること。
私的な行動	「やむを得ない」かどうかの判断については、目的、その時々 の状況、地域事情等も様々であることから、最終的には、教職員 としての自覚とモラルをもって対応すること。 なお、その場合であっても、飲酒前に、運転代行を手配し又は ハンドルキーパーを確保すること。	



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒運転をしない、させない、許さない

飲酒運転根絶道民宣言



- 私たちは交通ルールを遵守し、飲酒運転をしません。
- 飲酒運転を行うおそれのある人に対し、車両や酒類を提供しません。
- 飲酒運転の車両には同乗しません。
- 飲酒の場には車で行かない、行かせません。
- やむを得ず車でいったときは、公共交通機関や代行運転などを利用します。
- 飲酒運転を発見したときは、警察へ通報します。
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」という強い気持ちを持ち続け、北海道から飲酒運転をなくします。

令和 年 月 日

飲酒運転根絶に向けたセルフチェックシート

- 平成27年12月、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定され、道民全体で飲酒運転の根絶に向けて取り組む中、教職員の飲酒運転は決してあってはならないことであり、道教委では「道立学校教職員の飲酒運転の根絶に向けた『決意と行動』」に基づき、繰り返し教職員への注意喚起等を行ってきたところですが、学校職員による飲酒運転事案が、令和2年度には2件、本年6月にも1件発生するなど、道民の信頼を大きく損なう事態となったところです。
- このセルフチェックシートの実施を通じて、教職員一人ひとりが、今一度、飲酒運転の根絶に向けて自らの知識や行動を見つめ直すとともに、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という条例の趣旨の実現に向けて、学校や家庭などで率先した行動を行いましょ。

以下の項目について、正しいものや自分に当てはまるものに「○」、そうでないものには「×」をつけて、セルフチェックをしてみましょう！

設 問		回答欄
1	7月13日は「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に定められた「飲酒運転根絶の日」である。	
2	道民の総意として定められた飲酒運転根絶道民宣言では、「飲酒の場に車で行かない、行かせません」とされている。	
3	道教委が定めた「道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた『決意と行動』」に掲げられた「飲酒運転根絶誓約書」の内容を理解し、自らも写しを保管しなければならない。	
4	「決意と行動」に基づく「飲酒運転根絶カード」は常に携帯していなければならない。	
5	ビール中瓶1本（500ml）を飲んだ場合、アルコールが完全に抜けるまで4時間程度かかる。	
6	前日の飲酒量にかかわらず、飲酒してから8時間経って酔っている自覚さえなければ、翌日車を運転して構わない。	
7	「懲戒処分の指針」の標準的な例では、飲酒運転をした場合、免職又は停職となっている。	
8	飲酒運転により事故を起こした場合、罰金では済まされず懲役刑となる場合がある。	
9	飲酒運転による車に同乗していた場合や、車を運転する者に飲酒をさせた場合も、刑罰や懲戒処分の対象となる。	
10	飲酒運転は個人の問題であり、犯した罪も個人で償うべきものであるため、職場から注意を受けたり飲酒に当たっての制約を受ける必要はない。	
11	5月・6月のコンプライアンス確立月間中に、飲酒運転根絶に向けた職場研修が実施されたが、自分は決して飲酒運転をしない自信があるため、自らのものとしては考えていない。	
12	飲酒運転の防止など、教職員同士が注意し合える職場環境づくりに努めている。	
13	運転代行を利用しさえすれば、飲酒の場に車で行くことは何ら問題ない。	
14	職場の親睦会行事の会場に荷物を運搬する必要があり、やむを得ず、会場に車で行ったので、飲酒後、運転代行車を依頼して帰宅した。	
15	やむを得ず飲酒の場に車で参加した教職員がいた場合、同席していた幹事職員や管理職員をはじめとした各教職員は、運転代行の手配状況を確認するとともに、運転代行による帰宅を見届けなければならない。	

<正解とポイント>

設問	回答	ポイント
1	○	条例では、7月13日を飲酒運転根絶の日とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うこととしています。なお、毎年、道教委では、この日の前後から9月末までを「飲酒運転根絶取組強化期間」と位置づけ、教職員の飲酒運転の根絶に向け、重点的な取組を行う期間としています。
2	○	飲酒運転根絶道民宣言では、「飲酒の場には車で行かない、行かせません。」と宣言されており、自らが行かないことはもとより、周囲の知人や同僚などに対しても、車で行かせないように行動することが定められています。
3	○	「決意と行動」では、記名・押印した「飲酒運転根絶誓約書」を所属に提出の上、自らも写しを保管し、飲酒運転根絶に向けた教職員としての決意表明と、常日頃からの規範意識の確認等を行うこととしています。
4	○	「決意と行動」では、誓約書と同様、飲酒運転根絶カードも各教職員が記名した上で携行し、飲酒運転根絶を意識する習慣を日常的に醸成することとしています。
5	○	体質、体調等による個人差はあるものの、1単位のアルコール（ビール中瓶1本（500ml）、日本酒1合（180ml）、ワイン1/4本（180ml））の体内での処理には、4時間程度かかるとされています。
6	×	「決意と行動」では、運転前8時間以内の飲酒は控えることとしておりますが、同時に飲酒量によっては飲酒後8時間を経過してもアルコール血中濃度が平常値に戻るものではないことに注意が必要です。公私を問わず、運転する前日の過度な飲酒はやめましょう。
7	○	「懲戒処分の指針」の標準的な例では、飲酒運転をした場合には、最低でも「停職」の懲戒処分としており、重大な人身事故を伴う場合などは「免職」となる場合もあります。なお、「停職5月」の処分を受けた場合、生涯賃金で400～500万円の減収となります。（35歳 小学校教諭の例）
8	○	「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、飲酒運転により人を死傷させた場合、懲役刑が科されることになっています（罰金刑はありません）。
9	○	飲酒運転をした教職員に対し、①車両若しくは酒を提供し又は飲酒を進めた場合、②当該教職員の飲酒を知らずながら車両に同乗した場合、には、飲酒運転を行った場合と同様、刑罰や懲戒処分の対象となる場合があります。
10	×	飲酒運転が発生した場合、上司や同僚など学校に対して大きな影響があり、決して個人の問題では済まされません。また、警察に逮捕された場合には、警察から学校名や実名が公表される場合があります。
11	×	飲酒運転をはじめとした不祥事を起こした教職員の多くは、自分は大丈夫という過信から、職場での研修や注意喚起を他人事と捉えていたという傾向があります。教職員一人ひとりが自らのこととして、自分の意識や行動を見つめ直しましょう。
12	○	飲酒運転をはじめとした不祥事防止のためには、学校内での円滑なコミュニケーションや注意喚起などが日常的に行われる風通しの良い職場環境づくりが重要です。管理職員をはじめ、一人ひとりの教職員がこうした意識を持ち、教職場全体で公務員倫理の保持に努めてください。
13	×	飲酒運転根絶道民宣言では、まずは飲酒の場には車で行かないことを原則としていることに留意してください。その上で、「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」（「決意と行動」別紙）では、公共交通機関の利用が困難な場合等に限り、やむを得ず車で行くことを可としています。
14	×	上記「留意事項」では、やむを得ず車で行く場合には、「飲酒前」に運転代行を手配することとしています。道職員が飲酒後に手配しようとしていたところ、飲酒により正常な判断能力等が減退し、代行を頼まずに飲酒運転をしてしまうという事例が実際に発生していますので、十分に注意してください。
15	○	上記「留意事項」では、業務に関連した懇親会等の場合には、管理職員や幹事職員をはじめ、各教職員が運転代行手配の状況やハンドルキーパーが飲酒していないかどうか、相互の声かけや目配りを行うとともに、代替手段による帰宅を見届けることとしています。

STOP!! 飲酒運転NO



○飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」の内容を確認しましょう。

「決意と行動」では、「教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項」を定めています。飲酒運転の根絶に向け、飲酒の場には車で行かない(やむを得ず車で行ったときは公共交通機関や代行運転などを利用する)行動を徹底してください。

○万が一、飲酒運転をすると厳しい処分が待っています。

	酒酔い運転	酒気帯び運転	
		呼気アルコール濃度 0.25mg/l以上	呼気アルコール濃度 0.15mg/l以上 0.25mg/l未満
罰則	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
行政処分 (前歴なしの場合)	違反点 35点 免許取消 欠格期間3年	違反点 25点 免許取消 欠格期間2年	違反点 13点 免許停止(90日)
懲戒処分	免職	免職又は停職(3月以上)	

懲戒処分を受けた場合
の給与上の影響

懲戒処分の例	停職 5月	【35歳 小学校教諭の例】 停職期間中、5か月間は無給 → ▲180万円 期末、勤勉手当の減額・不支給 → ▲80万円 定期昇給の停止 → ▲10万円(年間)	生涯賃金で 400～500万円 の減収 〓 ご家族の生活に、大きな影響を与えます。	氏名や学校名の公表
	懲戒 免職	【40歳 高等学校教諭の例】 定年までの給料 → ▲1億5000万円 退職手当不支給 → ▲2千200万円		

【近年の処分例】

校種	処分日	事案の概要	処分内容
高等学校	R1.7.10	私用車で標識等に衝突する事故を起こし、呼気検査において約0.41mg/lのアルコールを検知	停職6月
中学校	R3.3.30	私用車で帰宅する途中、パトカーに停止を求められ、呼気検査において0.53mg/lのアルコールを検知	停職5月

大切なご家族を犠牲する飲酒運転は、絶対にやめましょう。

飲酒運転根絶・再発防止に取り組みましょう。

Check!

運転の8時間前には飲酒をストップ！

～アルコールが体内から抜けるまでには時間がかかります。

Check!

飲酒翌日の二日酔い運転に注意！

～体調や体質によって、アルコール消失までの時間は変わります。

Check!

飲酒運転は自分ひとりの問題ではありません。

～大切な家族のことを思い出して、飲酒運転をストップ。

ご家族の皆様へのお願いです。

教職員の飲酒運転防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

- 翌日に運転が予定されている場合は、晩酌の量をセーブ。
- 飲み会の予定を確認し、飲酒予定日には車両通勤をさせない。
- 飲酒翌日の運転前には、アルコールが残っていないか呼気を確認。
- 車両通勤している教職員が二日酔いの場合、学校や最寄り駅まで送る。
- 教職員の飲酒時、飲酒場所や最寄り駅まで迎えに行く。



家族の協力で飲酒運転を防ぐことが可能な事例

教諭Aは、職場の同僚との会合やその後の二次会でビールなどを飲んだ後、一人で飲食店に向かい、ビールを飲んだが、会計の際に支払うお金が足りず、いったんタクシーで帰宅した。

自宅には、当日の飲酒を把握していた妻がいたが、事前に自家用車の鍵を預けるなどしていなかった。教諭Aは、不足分のお金を持ち、飲食店に戻るため、自家用車を運転して出かけた。

その後、教諭Aは、運転を誤り、自家用車を路上の雪山に乗り上げ、通報により駆けつけた警察官に飲酒運転を認められた。

妻が一声かけていれば、防げた事故

酔いがさめるまでの時間

ビール中瓶1本(500ml)を飲んだ場合、アルコールは約3～4時間体内にとどまります。

- ※ ビール中瓶1本(500ml)＝アルコール1単位
- ※ 体重60kgの人が30分以内で飲んだ場合
- ※ 睡眠すると、アルコールが体内から消失するまでにより長い時間がかかります。
- ※ 時間は、目安であって個人差があります。



飲酒運転根絶メッセージ

飲酒酒運転根絶メッセージ

7月13日は飲酒運転根絶の日



飲酒酒運転根絶メッセージ

飲酒の場には車で行かない、行かせません。



飲酒酒運転根絶メッセージ

運転前8時間以内における飲酒は控えよう。



飲酒酒運転根絶メッセージ

飲酒運転をしない、させない、許さない



飲酒酒運転根絶メッセージ

想像してみてください。
飲酒運転を起こしてしまった時の自分を。



飲酒酒運転根絶メッセージ

宴席では相互に声かけを



※画像データを切り貼りして、職場内の回付文書に掲載するなどして活用してください。

《飲酒運転根絶に向けた主な実践事例》

- ・ 外部講師（警察署職員、飲料メーカー等）による研修の実施
- ・ メールにより注意喚起を実施（毎週末、連休前等）
- ・ 口頭により注意喚起を実施（会議、ミーティング、懇親会開始及び終了時等）
- ・ 決裁ばさみへのステッカー貼付、回覧用紙の余白に標語を記載
- ・ 飲酒運転根絶に向けたオリジナルポスターを作成し、職員室に掲示
- ・ 職員朝会等において、飲酒運転根絶や交通違反・事故の防止に向けた誓いやスピーチ等を職員が輪番で実施
- ・ 生徒が作成した交通安全標語や直筆メッセージ等を教職員に配布
- ・ 地域の交通安全啓発運動に参加
- ・ 机に三角柱を設置し、各自が交通安全の誓いを記載
- ・ 各自が選んだ安全運転の標語やグッズ、家族写真等を車内に掲示又は携帯
- ・ 職員及び来校者向けに、玄関に啓発グッズ（のぼりやステッカー、ポスター等）を設置
- ・ アルコールチェックアプリや、マイアルコールチェッカーの推奨
- ・ 職場の懇親会等において、自家用車で来た者や翌日運転する予定がある者がわかるように、「本日自家用車」「明日、運転します！」等を表示した名札やコースターを作成・活用